

第4回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日時：平成18年11月21日(火) 午前10時00分～午前12時00分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 会議室「千鳥」

3 出席者

(1) 委員

多賀谷一照会長、中曽根玲子副会長、安達満夫委員、稲垣総一郎委員、鵜澤富士夫委員、小賀野晶一委員、小川美佐子委員、中野照一委員、平戸美和子委員、藤田雅夫委員

(2) 事務局

今井総務部長、鈴木総務課長、大曽根市政情報室長、若菜総務課主査、山下総務課主任主事、酒井総務課主事

(3) 実施機関

川又保健福祉局次長、矢澤保健福祉総務課長補佐、京増保険年金課高齢給付係長、吉田保険年金課副主査、上原介護保険課システム係長

(4) 関係団体

山田浩祐(財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構)
高橋徹(財産法人 医療経済研究・社会保健福祉協会 医療経済研究機構)
廣中敬祐(みずほ情報総研株式会社 公共ビジネスグループ 公共ビジネス第2部)

4 議題

(1) 会長・副会長の選出

(2) 諮問事項の審議

諮問第3号 個人情報の目的外の提供について(千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問)

(3) 平成17年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(4) その他

5 議事の概要

(1) 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に多賀谷委員、副会長に中曽根委員が選出された。

(2) 諮問事項の審議

実施機関から説明を受け、質疑応答した。また、目的外の提供は公益上の必要があり、

個人情報保護に関し必要な措置が講じられていると認められる旨、答申することとした。

(3) 平成17年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から報告を受け、質疑応答した。

(4) その他

個人情報の取扱いに係る事案(2件)について事務局から報告を受け、質疑応答した。また、議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過

(事務局 鈴木総務課長) 皆様、おはようございます。ただいまから、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第4回会議を開催させていただきます。

委員の皆様方には、公私とも大変御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。私は本日の進行役を務めさせていただきます総務課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開の会議として開催いたしております。なお、会議はおおむね1時間半程度を予定しておりますので、御協力お願いいたします。

それでは開会に当たりまして、今井総務部長よりごあいさつを申し上げます。

(事務局 今井総務部長) 皆様、おはようございます。

本日は委員の皆様方には公私とも御多忙の中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また平素より、市政に対しまして、ひとかたならぬ御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日は皆様に当審議会の第2期目の委員をお願いいたしまして最初の会議でございます。本来でございますと、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の都合上、御手元に配らせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、当審議会は、昨年4月に千葉市情報公開審議会と個人情報保護制度運営審議会、2つの審議会を統合し、新たに設置されたものでございます。皆様には情報公開及び個人情報保護に関する制度及び施策の適正な運営と内容の改善を図るといった、市政にとって大変重要な事項の審議をお願いいたしております。

本日は、個人情報保護制度に関し、個人情報の目的外の提供についての諮問事項を後ほど御審議いただくこととしております。本市では公正で信頼される市政運営を図るため、情報公開並びに個人情報保護制度は必要不可欠と考えております。そのようなことから、委員の皆様方には、今後とも公私にわたりまして、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局 鈴木総務課長) 続きまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。御手元の千葉市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿をご覧くださいと思います。

五十音順に掲載させていただいておりますが、名簿の順に、私から御紹介させていただきます。

(委員紹介)

(事務局 鈴木総務課長) 以上の委員の皆様方に就任いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、本日は就任後初めての会議でございますので、会長・副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長・副会長の選出までの間、今井総務部長が審議会の座長を務めさせていただきますので、御了承願います。

(今井総務部長) それでは会長・副会長の選出までの間、座長を務めさせていただきます。

御承知のとおり、本審議会は、千葉市情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づきまして設置されておりますが、第5条第1項に審議会に会長及び副会長を置くことと規定され、さらに同条第2項に、会長・副会長を委員の互選により定めるということが規定されております。そこで、初めに会長・副会長の選出をしていただきたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

(藤田委員) この審議会、今までも運営上、いろいろな課題があったと思いますが、手なれたところと言っては失礼かと存じますけども、引き続き前会長の多賀谷委員を会長に、そして前副会長の中曽根委員を副会長に推薦いたしたいと存じます。

(事務局 今井総務部長) ただいま藤田委員から、会長に多賀谷委員、副会長に中曽根委員を推薦するというご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(拍手)

(事務局 今井総務部長) それでは皆様賛成ということで、藤田委員からの御推薦のとおり、お二方をお願いしたいと存じます。皆様の御協力によりまして、会長・副会長が決定いたしました。これで座長の任を終えさせていただきます。どうもありがとうございます。

(事務局 鈴木総務課長) それでは多賀谷会長、就任のごあいさつをよろしくお願いいたします。

(多賀谷会長) それでは前期に引き続きまして、会長を務めさせていただきます。個人情報の方は法律が施行され、条例も新たになり、新聞紙上等で皆様ご覧になっているかと思いますが、特に新聞というのは個人情報をタネにしているところがございまして、匿名社会とはやり過ぎである、という批判もなされております。私は、最初はやり過ぎで、そのうちバランスが取れる形になるだろうというふうに思っていますけれども、しかし今までやらの過ぎだったので、このくらいはしょうがないのではないかなと思っています。

千葉市の場合にも、新体制が発足してから、この審議会のもとでも、去年4月の段階で

若干の事例がありましたものの、その後、余り大きな問題が起きてないようなつもりでしたが、きょうの事例を少し見ましたら、やはり一つ、二つあるようですし、この審議会というのはそれなりに果たさなければいけない役割というものがあるだろうと。市民代表の皆様方と協力して、千葉市の行政における個人情報の扱いについて、引き続き、それが適正になされるようにチェックしていただきたいと思います。御協力よろしく願います。

(事務局 鈴木総務課長) ありがとうございます。次に、中曽根副会長、お願いいたします。

(中曽根副会長) 簡単にごあいさつをさせていただきたいと思います。私はこれで2期目でございますけれども、なかなかわからないところもございますが、法の趣旨に沿って、できるだけ適正に、そして最もいい形で運営されるということを目指して、この審議会を務めさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

(事務局 鈴木総務課長) ありがとうございます。それでは多賀谷会長、議事の進行をお願いいたします。

(多賀谷会長) それでは次第に従いまして、議事に入りたいと思います。

(1) 諮問事項の審議

(多賀谷会長) 諮問事項、個人情報の目的外の提供についての審議を行います。それでは、実施機関から御説明をお願いいたします。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 資料2をご覧ください。諮問書(写)及び審議資料と書いてございます。1枚めくっていただきますと、諮問書の写しがございます。諮問事項といたしましては、個人情報の目的外の提供についてということで諮問をするものでございます。

中身でございますが「診療報酬明細書、調剤報酬明細書、介護給付費明細書及び介護保険受給者台帳に記載されている個人情報の財団法人医療経済研究・社会福祉協会への目的外の提供について」ということでございますが、簡単に申し上げますと、国の方で医療制度改革が行われまして、そのために新しい診療報酬体系を検討するというところで、国からの依頼に基づきまして、財団法人が調査研究をします。そのために医療保険、介護保険の千葉市の持っているレセプトデータを提供するというところでございます。

順次中身について説明いたしますが、2ページから審議資料となっております。その資料をめくっていただきますと、1ページといたしまして、横長の大きなA3版の紙がございます。説明につきましては、こちらをベースにいたしまして、適宜後ろの参考資料を参照いただくという形で説明を進めさせていただきます。

個人情報の提供についてということで、1 諮問事項でございますが、ただいま御説明

いたしましたが、国における後期高齢者医療制度の基礎資料となる介護・医療の受給実態等の調査研究に対する個人情報の提供ということでございます。

2 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的でございますが、診療報酬明細書による後期高齢者の介護・医療の受給実態と調査研究に係る老人医療・介護のレセプトデータの提供、目的といたしまして、平成20年4月に創設される後期高齢者医療制度について、国（厚生労働省）が新たな診療報酬体系を検討するための基礎資料として、75歳以上の後期高齢者の医療介護の利用状況を調査し、支給実態の分析を行うということでございます。

17ページをご覧ください。簡単な資料ですけれども、新しい高齢者医療制度というのはどのようなものかということでございます。左側が現行の制度でございますが、今、75歳以上、経過措置で74歳になっているんですけれども、老人保健制度ということで、高齢者の方々は国民健康保険、医療者保険、それぞれに属しながら、老人保健制度という、いわば財政調整的な仕組みのもとに医療が提供されております。平成20年4月から、右側でございますように体系が変わります。これは今年の国会で、高齢者の医療の確保に関する法律という法律が成立をしております。75歳以上の後期高齢者といわれる方々でございますけれども、この75歳以上の方々を対象とした独立の医療制度を創設するというところでございます。財源は公費、半分税金、あと高齢者自身の支払う保険料、それから若い方の世代の制度からの支援金という形で費用は賄われています。保険者は都道府県単位に設置されます広域連合が保険者を担うということになっております。

国におきましては、この制度を平成20年4月から創設するというところで、75歳以上の高齢者制度にふさわしい診療報酬の体系の現在検討をしているところでございます。若者と違いまして、高齢者については慢性疾患が多くなった、高齢者特有の疾病の形態がございます。それに合わせた診療報酬をつくるということが、一つの大きな課題になっているわけでございます。また、高齢者は介護保険も同時に使うということが想定されるわけですけれども、介護保険でのサービスの実施状況と医療保険における医療のサービスの実施状況、これを1人の人がどんな形で併用するなりしているのかどうか。介護と医療との関係の整理というのも課題になっているわけでございます。

このような課題について、国で検討がされているところでございまして、きょうは詳細を省略いたしますが、1枚めくっていただきまして、19ページから下に、専門の雑誌の記事ですけれども、国の方で後期高齢者医療制度の診療報酬の検討が始まったということでございます。

それでは1ページ目に戻っていただきまして、3 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織ですが、千葉市保健福祉局保険年金課、介護保険課でございます。

右側の方に移っていただきまして、4 個人情報の対象者の範囲でございますけれども、千葉市における75歳以上の老人保健（医療の対象者）受給者及び介護保険受給者でござ

います。調査の対象といたしましては、平成17年度分の医療と介護のレセプト、診療報酬の明細書を使うということでございまして、それぞれ延べ数にいたしまして200万件程度が対象となります。1か月1件のレセプトが上がりますので、実人員としては15～16万人ではないかというふうに思います。

5 個人情報の提供先でございますが、財団法人医療経済研究機構社会保険福祉協会ということでございます。この資料の一番後ろに、協会の案内というリーフレットを入れさせていただいておりますが、医療経済に関する調査研究等を行っている法人でございます。本日は関係者も同席しておりますので、もし何か御質問等があればお答えできるかと思っております。アスタリスクでございますけれども、厚生労働省の依頼に基づき、平成18年度の研究補助金に基づきます研究資料として行われるものでございます。

6 提供する個人情報の項目でございますが、これにつきましては資料の5ページ及び裏の6ページに、項目だけピックアップしてございますが、5ページ目が医療の方の診療報酬明細書の中における個人情報部分でございます。カルテの番号でありますとか、保険医療機関の所在地、記号、番号、氏名、性別、生年月日、傷病名等でございます。裏側の6ページ目が、介護保険の方の個人情報も同様に被保険者番号、受給者番号等々です。レセプトとはどのようなものでございますけれども、13ページが診療報酬の明細書の写しでございます。この診療報酬明細書は医療機関が、被保険者に対してどのような処置をしたかということに記載いたしまして、国保連合会、社会保険基金の方に診療報酬を請求することになっております。上に黒く線を引いている部分が、個人情報に該当する部分でございます。今は紙になっておりますけれども、実際には画像データ及び番号、氏名等につきましては検索データといたしまして、電子データとして、市としては持っているものでございまして、提供されるものも、紙で提供するのではなくて、データとして画像データ、検索データとして提供することを予定しております。

裏側の14ページですけれども、調剤の報酬の明細書でございまして、調剤薬局等の薬の部分の明細書になります。

15ページが介護保険の方の同じような明細書でございまして、データの中から紙にコピーをしたもので、少し見にくくなっていますけれども、介護保険の関係のデータでございます。これも電子データとして保存されています。

1ページ目に戻りまして、今のところの続きでございますけれども、今見ていただきました明細書の電子データを提供いたしますけれども、医療と介護の受給のデータをマッチングをする作業というのもございます。同じAさんという人が医療でどういう医療を受け、介護でどういう介護を受けたかというところの分析を行いまして、マッチング等も行いますが、最終的には調査研究事業でございますので、すべて統計処理をされます。したがって、匿名化され、個人が特定されるような情報が表に公表されることはございません。

すべて統計処理された形で、厚生労働省に分析結果が提供されるということでございます。

7 提供を行う理由でございます。千葉市の個人情報保護条例第8条第1項第6号によりますと、個人情報を提供できる例外的な事項といたしまして、「審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」という規定がございます。この点に関する説明でございます。

まず、公益上の必要性というところでございますが、先般の医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度が創設され、国において後期高齢者の特性を勘案した新たな診療報酬体系を構築することとなっております。本研究は、その検討のための基礎資料を提供するものであり、また、国の依頼に基づき、平成18年度の補助金により政策科学推進研究事業として行われることから、国の医療制度改革の推進に不可欠なものである。

また、やむを得ない理由といたしまして、千葉県内においては、レセプトを画像データとして管理しており、これはすべての県がこのような形になっているわけではなく、特に千葉県の国保連合会の方で、画像データとして県内のレセプト情報を持っているということで、非常に活用がしやすいと。紙だと非常に大量の分量になってしまうということで千葉県内の市を中心に選定がされております。今、聞いているところでございますが、四街道市や浦安市なども同様に、この研究に協力するというので、先週ぐらいまでに、同じような審議会にお諮りをしたということ聞いております。県内には画像データとして管理しており、効率的な処理が可能なおことから、本研究において都市部保険者の代表として本市が選定され、国よりの協力依頼のあったこと。また、統計処理により、個人が特定される情報が公表されることはないことから、協力することが適当ではないか、やむを得ないのではないかと考えたところでございます。

11ページをご覧いただきたいと思っております。今申し上げましたが、厚生労働省から千葉市長あてに、協力依頼の文書が来てございます。この研究事業を行うということで、下の5行を読ませていただきますと、「同調査研究においては、都市部、町村部等の医療・行政サービスの受給状況を調査するものであるが、千葉県内の市町村においては、診療報酬(レセプト)の画像データを保有していることから、都市部の代表として、貴市のデータ提供に御協力いただきたく、個人情報保護条例等の所要の手續に従い、対応方よろしくお願ひしたい」ということでございます。

戻って1ページ目をお願いいたします。8 情報提供方法というところでございますが、具体的な提供の事務事業でございます。千葉市と書いて、太線で囲ってありますが、この事務処理につきましては、物理的な場所として、千葉市役所の中で事務処理が行われるということを示しております。診療報酬明細書の画像、調剤報酬明細書、介護給付費実績、介護保険の受給者台帳等の千葉市のシステムの中にデータとしてあるものでございますが、

これをいったん記録媒体CD-ROMへデータを複写いたします。複写したCD-ROMを個人情報の提供というところですけれども、医療経済研究機構の持参しましたパソコンへ複写データの読み込みを行います。一つ我々が注意をいたしましたのは、システムは常に活用しているものでございますので、システムに影響を与えてはいけないということで、千葉市のシステムを例えば改修をしたり、オンラインで接続したりということは避けるということにいたしております。そのために、いったんCD-ROMという形でデータを複写をいたしまして、それを提供するというようにしております。パソコンに一度データを複写いたしまして、そのパソコンの中で必要なデータの抽出、10分の1程度の抽出をするということでございます。また、データの選定、医療保険と介護保険とのマッチング等を行い、その後に匿名化の処理を行います。個人情報特定される、先ほどお示ししました項目につきましては、すべて画像データにおきましてもマスキングをしてカットして、すべて匿名化処理をいたします。

そのような処理をした後のデータを、矢印のように市役所の外に持ち出し、記録媒体によるデータ搬送を行います。この作業は千葉市の職員立ち会いのもとに、すべて行うということとしておりまして、したがって、千葉市役所の外から記録媒体が出る段階では、その記録媒体には個人情報は消された状態、匿名化された状態で市役所の外に出ることになります。また、処理をしたパソコン、ハードディスクで一度読み込んでおりますので、そこには個人情報がまだございますので、処理が終わった段階で、市役所内で作業に使ったパソコンのハードディスクの取り外しをいたしまして、それを私ども市の方で回収をいたします。それで物理的に破壊をする、という形で処理をいたします。

記録媒体によるデータ搬送の後ですけれども、右側の方に医療経済研究機構の中では、CD-ROMのデータをもとに、パンチ処理、データセット、統計処理・分析という形で統計データの整理を行います。最終的には、分析の結果というものは統計データ、処理されたものとして表には出てきます。念のため、持ち出されたCD-ROMの記録媒体の中には、個人情報といわれる部分は匿名化されてはおりますけれども、パンチ処理終了後のデータにつきましても、念のため、記録媒体の方を市の方に返還をいただきまして、こちらでも物理的に破壊することにはいたしております。

一番下の9でございますが、提供の条件及び個人情報の保護対策といたしまして、千葉市電子情報処理規程第30条第1項の規定に基づきまして、この研究機構と覚書を交わし、個人情報の適正な保護・管理を徹底することになっております。

3ページ、覚書案でございますが、先ほどの電子データの処理規程に基づきまして、ここに掲げております項目について、ひな形的なものに沿ってつくっております。第1条の利用目的から、第2条、個人情報、第3条、提供方法、第4条、秘密の保持、第5条、適正な管理、第6条、処理場所の指定、第7条、研究結果の公表、個人が識別されるいかな

る情報も公表してはならない。裏側の4ページにおきまして、第8条、目的外利用等の禁止、第9条、複製等の禁止、第10条、廃棄、第11条、事故の報告等々の項目につきまして、千葉市と研究機構との間で覚書を結んで、万が一にも個人情報に外に漏れたり、事故が起きたりしないように徹底をしてみたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いたします。

では、私の方から質問をします。基本的に資料で言えば5、6ページの項目、具体的な内容は先ほど説明いただいた、13~15ページのデータが提供されるわけですが、そのうち外部の研究機関に提供するというので、一部削除をします。削除するのはこの項目でしょうか。どれとどれを削除するのかということ、わかれば教えていただきたいと思ます。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 13ページから15ページでございます。手書きで網かけをしている部分がございますが、基本的には先ほどの5ページと6ページと網かけの部分に書いてある情報が該当いたします。それから15ページでいえば、マジックで黒塗りをしている部分が個人情報ということで、ここを匿名化、わからないようにした形で、市役所から持ち出されるということです。

(多賀谷会長) わかりました。そうすると、病名と記号も全部消えてしまうわけですね。保険者番号というのは残るのですか。

(実施機関 矢澤保健福祉総務課長補佐) 実際には画像データですので、写真をスキャンしたとだけいただければいいと思ますが、削除するときには、使う項目と使わない項目がございますので、個人情報その他の項目を合わせて、そこから上をとらない。

(多賀谷会長) 3分の1より上を全部カットしちゃう。

(実施機関 矢澤保健福祉総務課長補佐) そうですね。個別に一つ一つの項目を消すのではなくて、実際の作業というのは、その上を使わないということになります。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 保険者番号は千葉市ですので、全部同じになるということで、個人が特定されることはありません。

(多賀谷会長) ただ、診療報酬明細書と介護保険の給付実績情報照会、これとの間の対応関係はつけないといけない。同一人の方でなければいけない。詳しいデータをつけるわけですね。これについては、アンケート調査のときに独自に番号をつくるというふうに理解してよろしいですか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 説明を省略してしまったんですが、7ページ目に詳細な事務の流れ図を記載してございます。一番上にあるのが提供されるデータでございますけれども、画像、検索情報、介護保険受給者台帳、介護給付実績ということで、第1段

階ということで、いったんこれを複写いたしまして、医療経済研究機構のパソコンの中に読み込むと。検索情報の下をたどっていただきますと、患者の抽出（老人）というふうになっております。検索情報（医科・調剤）とありまして、ここで右の方に矢印が出ておりまして、患者の抽出（介護）とございます。介護保険の受給者台帳の方に、例えばAさんならAさんの医療保険や老人保健の番号が記載されております。ですから、介護保険の受給者台帳を見れば、そこに載っている医療保険の老人保健の番号が載っておりますので、そこで医療の方とのマッチングができます。したがって、左側の診療報酬の方から抽出をいたしました方々、Aさん、Bさん、Cさんと抽出をされるわけですが、それぞれに対応した介護の受給者台帳を通じて引っ張ってくるができるということで、ここでマッチングが行われるということになっております。第1段階の囲っている部分は、市役所の部屋の中で、職員の立ち会いのもとで行われる事務事業です。

（中曽根委員） 千葉市のパソコンからデータを出して、それをいったん向こう側の医療経済研究機構のパソコン上に複写して全部入れると。その中で検索をして削除をしていくという。これはわからないんですけども、複写は市役所の中でして、その中で検索を全部して、でき上がったものを医療経済研究機構のパソコンの中に入れるとか、そういうことをする必要はないのですか。

（多賀谷会長） それができればそうしたいんですけど、そのソフトがないんです。

（実施機関 川又保健福祉局次長） 我々も、どうやったら個人情報の保護ができるかと考えましたが、システムの保護というもう一つのもがございますので、余計なソフトを入れたり、システムをいじったりすることはしたくないということで。例えば、千葉市のシステムの中には抽出など、そういう機能は全くございません。使いませんので、使わないようなソフトは入れないということが原則だと思っておりますので、この研究のためだけに、そういうソフトを開発して組み込むということもできないというわけでございます。そういう意味で、我々の市役所のシステムからはデータを複写する形で提供する。複写をすると、使わない部分も若干ついてきてしまう。その御指摘だと思いますけども、我々も必要最小限での提供にとどめたいと思うわけですが、我々の方で抽出することもできませんし、我々も千葉市のシステムの中で匿名化処理ができませんので、それはやむを得ずというか、複写先の方のパソコンの方で行わざるを得ない。ただ、そのままデータを市の外には出したくないということなんですが、両方の条件をクリアしたいということで、作業の場所としては、市役所の中で、職員の立ち会いのもとで行うという形にさせていただきました。

（中曽根委員） もう一つ、細かなことですが、必要なデータの抽出というのは、10分の1だけということですが、その10分の1というのは、医療と介護のマッチングする人だけの分を抽出するという意味なのですか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) まず医療の方で必要なものをランダムに抽出をいたしまして、その抽出されたデータ、Aさん、Bさん、Cさんのデータに対応する介護のデータをマッチングという形でいたします。

(中曽根委員) ということは、医療だけというところのデータは必要ないわけですね。その人は医療と介護を受給されている。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 同時に受けていれば、両方に該当しますので、マッチングをして、1人の人が医療と介護で一体どういうサービスの支給実態なのだろう、というのを調査するのが一つの目的です。

(中曽根委員) わかりました。

(実施機関 川又保健福祉局次長) あと、先ほどの13ページの傷病名のところも記入されておりますが、ここは氏名なり番号なり等が合わさって傷病名が個人情報ということなので、傷病名については、データとしては活用するデータでございますので、資料ではマスキングをさせていただきますけども、傷病名は利用いたします。上の方の氏名なり番号なりのところがマスキングされます。

(多賀谷会長) マスキングのやり方なんですけど、たまたま後ほど報告があるようですが、教育委員会でワードの蛍光ペン機能を使ってデータ上に「墨塗り」処理をしたら、後ではがれてしまったという事例が出てきているわけなんですけど、マスキングはどのような形でされるのですか。技術的な話でしょうけど、復元の可能性があるのかどうか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 少し専門的な話ですが、私どもが伺っている範囲では、マスキングは不可逆的ということです。ただ、そうは言っても何か復元されてしまうようなことがあっても困りますので、そういう意味でセーフティネットを張るという意味で、我々は持ち出されましたCD-ROMはマスキングされているんですけども、もしかしたらどうにかなってしまうというふうなことも、万一のことを考えまして、それを回収して破壊するというところまで条件として提示をしております。

(多賀谷会長) 診療報酬明細書の画像データですけど、介護保険の方も画像データですか。こちらはデジタルデータですか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 介護の方は全部電子化されておまして、電子データです。

(多賀谷会長) そうすると、両方でマスキングの仕方が少し違うと思うんですね。診療報酬の方は画像ですから、画像を一部消すという形になるわけでしょうけども、デジタルデータの方は、さっき言った教育委員会と同じような話で、うっかりすると出てくる可能性、単にデータ圧縮しただけだったら後で復元可能ですよね。両方のやり方を、専門家の方にあまり難しくない形で、御説明いただけますでしょうか。

(医療経済研究機構 山田氏) 今、会長がおっしゃられたとおり、画像の情報について

は、マッチングするということで大きさ自体は一部だけをいただきます。

(多賀谷会長) 部分的に切り離してしまうということですね。

(医療経済研究機構 山田氏) そうですね。画像は。

(多賀谷会長) 写真の上を切って削除してしまうということですね。

(医療経済研究機構 山田氏) はい。そうですね。一方、テキストデータと申しますか、もともとの数字が電算可能な形で入っているのがおっしゃるとおり介護のデータでございます。こちらにつきましては、元に戻せない不可逆的な処理を行うということで対応したいと。具体的にはさまざまな情報があるんですが、もともと情報が10個あったとして、そのうちの幾らかの情報を削るということ。すなわち、全ての情報をそろえないと元の形に戻らない、そういった形でございます。本質的なところとしましては、なぜその情報を画像と同じようにカットせずに処理するかという理由は、後でいただいたレセプトは同じ人のレセプトであるという情報だけは必要でございます。マッチングして、平成17年度分の情報と申し上げましたが、そのある人とある人の情報を数珠繋ぎにしていくということだけに用いるものでございます。

(多賀谷会長) このほかにもございますか。

(小川委員) 直接関係ないことで申しわけないですが、こういうレセプトとか、請求内容って病院内で漏れているんですよね。障害者の皆さんをお手伝いいたしますと、電話がかかってくるんです。有料の業者ですけれども、そういう電話がよくかかってくるんです。それだけでなく、1級の障害者であるとか、そういうことがみんな出てきてしまうし、患者同士で人の病気を知りたいために、置いてあった書類やなんかを裏返しにして見るんです。あの人はこういう病気だとか、そして何級だとか。それがすぐ業者に売られちゃうんです。個人が興味本位で見ただけならいいんですけど、業者に売られちゃっていて、手紙が来たり、電話が来たり、非常に多いんです。そういうデータが市役所に行く。その前に漏れてしまっているんです。

(多賀谷会長) 今の話ですが、もし公立病院で行われていたとしたら、個人情報保護条例で罰則が適用される典型的な事例だと思います。元のところで漏れたらどうしようもないですから、そういう事例がないように。対応、よろしく願いいたします。

(鵜澤委員) 先ほどのマスキングのところでございますけれども、確かにどういうふうにするかというのは、先ほどお伺いしたとおりということではありますが、完全に匿名化ということで、データについては個人名も何もない状態で、絶対取り出せないという状況でデータがいくということによろしいですか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) はい、市役所の中で処理が行われた後は、すべて匿名化されておりますので、それを見てもだれのことなのかというのは全くわからない状態です。

(鶴澤委員) テキストデータということでおっしゃられましたけれども、テキストデータの中には、すべての個人情報のところは何もないというデータになるわけですか。

(多賀谷会長) 全部デジタルテキストデータで、そのうちの個人情報該当部分は圧縮するか、あるいは一部を削除して、復元不可能な形というふうに御説明があったと私は理解しております。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 医療と介護のリンク、AさんのものはAさんのものとわかるような形ではリンクは残ると。これは別の番号を振るなどしてリンクが貼られるということで、Aさんということではリンクされるわけではない。

(多賀谷会長) リンクは、個人名ではリンクしてないと。何らかの個人の、社会保険番号や何かにリンクするとか、そんなことはしてないと理解してよろしいでしょうか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) リンクをする処理の中では、受給者番号でマスキングをいたしますが、マスキングをした後は、その情報は消してしまいますので、どの人のものだったかというのはわかりません。

(鶴澤委員) わかりました。

(多賀谷会長) そのほかにございませんでしょうか。

私が見させていただいたところ、基本的に目的自体は公益上の必要性という点で、それは皆さん異論がないだろうと思います。それから、個人情報について、それが外へ漏れないように、復元不可能なような形で処理をする。外へは個人名が入らない形で提供するというのであれば、ほぼ個人情報保護条例に合致しているというふうに、私は判断いたします。

あと一つだけ確認をしたいのですが、千葉市のご老人の個人情報が提供されるもの、医療経済研究・社会保険福祉協会という協会自体は財団法人であり、したがって、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律とか、国の個人情報保護法の適用を受けない、基本法の適用を受けると理解してよろしいですか。多分、指定されてないですね。

(実施機関 矢澤保健福祉総務課長補佐) そう理解していただいて結構です。

(多賀谷会長) あとは我々との覚書などの契約によって縛りたいということですね。

(実施機関 川又保健福祉局次長) はい。

(多賀谷会長) 1ページの図で、千葉市の中で医療経済研究機構が業務を行っている。千葉市に委託されて業務を行っているという理解でよろしいですか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 直接、私どもが委託というよりは、基本的には千葉市の中で、千葉市のデータの処理準備段階みたいな部分でございます。

(多賀谷会長) 本来的には、さっき中曽根委員がおっしゃったように、千葉市でやればいいですけど、できないのでここに頼っていると。したがって、そこで万一データが漏れた場合に、千葉市個人情報保護条例において、委託業者についても罰則がありますから、

刑事罰で規定をさせていただくという、そういう形になる。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 本来、個人情報の提供については、複製したデータを渡すという作業を個人情報の提供と認識しておりまして、作業の場所について、こちらが立ち会いをしたりとか、セキュリティを確保するために、市役所の一部の場所を提供したりして、そこで作業をしていただいて、個人情報を扱う。市役所から出ないという形でセキュリティの確保を第一に考えておりますので、委託という形の処理ではなくて、具体的には医療経済研究機構で処理をしているとこちらは理解しております。会長のおっしゃられた委託処理されているかということと、個人情報保護条例の適用があるかということでは、条例の適用からは外れる部分があると理解しております。条例の罰則の部分につきましては適用がされないと理解しております。

(多賀谷会長) 医療経済研究機構によるアンケート調査は、国から委託されていると理解してよろしいでしょうか。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 研究の補助金をいただくということで、国からの委託研究という形ではなく、財団法人の研究なんですけれども、国からの依頼に基づいて研究をしています。まるまる委託研究ということではないです。補助を受けての研究という形です。

(多賀谷会長) 私が気にしているのは、万が一の場合、責任をだれが取るのか。万が一、千葉市の個人情報が漏れたときに責任を取り、場合によっては刑罰でペナルティを受けていただくときに、それは条例に基づくのか。もし国の委託だったら、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律がありますので、罰則の上限は同じだと思うんです。そこら辺がどうかと。千葉市の中だったら、委託の概念に入ってしまう可能性があるのではないかと。ちょっと御検討してみてください。

いずれにしても一つ気になるのは、千葉市の中で行っている、その作業過程で漏れないように、だれが責任を持ってチェックするのかということ。千葉市の職員が立ち会うと言っていますが、いざ漏れたときに、責任を取るの千葉市の職員なのか、それとも機構の職員なのか。どっちが責任者かということも、もう少しはっきり詰めていただきたい。この理解では、千葉市の中では個人情報だと。しかしそこで匿名処理して、外に出るときは厳密な意味では個人情報ではないんだと。多分、そういう理解だと思うんですね。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 審議会にかけるに当たって、市役所から出るときは、もう個人情報ではないですけども、場所的には市役所の中で行われるにしろ、いったんうちのシステムに入っているデータが違ふところに複製されるということをもって、個人情報の提供に当たるだろうという理解です。

(多賀谷会長) そのほかございますでしょうか。

(藤田委員) やむを得ないというところ、千葉県内で、こういうデータを持っていると

いうことで書いてありますけども、これが本当にやむを得ないということになるのかどうかというところの説明が少し足りないのかなと。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 千葉県内の画像データがあるということで、県内の一番大きい市でもございますし、国からの協力依頼もございましたので、うちの方が、嫌だと断る理由もないのではないかと。

(多賀谷会長) 埼玉と神奈川は画像で持ってないんですね。

(実施機関 川又保健福祉局次長) 県で処理しています。千葉県の国保連合会でデータを持っていますので。あと、浦安市とか四街道市なども持っております。

(多賀谷会長) 紙だったら膨大な量でしょうね。データにせよ、ギガの単位ですか。テラの単位ですか。画像1枚どのくらいですか。ギガ単位でしょうね。診療報酬明細書一つでも恐らく数千キロバイトあるでしょうからね。ギガと云って、パソコン1台に入りますよね。

それでは、よろしいでしょうか。いろいろ御意見がありましたけれども、公益上、必要性ということとは問題ないですし、個人情報の漏えいについても、100パーセントとは言いませんけれども、個人情報ではない形で出すということで、出すに当たっては、千葉市の建物の中で処理をしていただくということで、一応の安全性というものはチェックできているという気がしますので。よろしければ諮問事項について承認したいと思います、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) それでは答申案を事務局に用意していただいておりますので、事務局の方で読み上げていただけますでしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) それでは、読み上げさせていただきます。

(略)

(多賀谷会長) このような答申でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) それでは本日付けで、この答申案の趣旨で承認したいと思います。

(2) 平成17年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(多賀谷会長) 引き続きまして、運用状況報告に入ります。

(事務局 若菜総務課主査) それでは御手元にお配りしております資料3、平成18年11月25日付け千葉市公報と、資料4、運用状況報告書平成17年度版、この2つをもちまして報告をさせていただきます。

まず、資料3千葉市公報でございますが、こちらは11月15日付けということで公報を出しております、実際の運用の状況というのは、1枚めくっていただきまして、千葉

市公告第405号によって、10月19日に公告しているものでございます。こちらは市長が毎年1回、各実施機関におけるこの条例の施行の状況について、取りまとめて概要を公表するということになっておりまして、この公告によりまして、市民にお知らせするものでございます。この公告の内容を大きく3つに分けて御説明したいと思います。

1点目が情報公開条例の施行の状況でございます。それが1ページ目から3ページ目にかけて記載されておりまして、2点目が3ページ目でございます個人情報保護条例の施行の状況、さらに3点目が本審議会、すなわち千葉市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況、この3項目について、御説明いたします。

まず、1ページに戻っていただきまして、初めに情報公開条例の施行の状況でございます。これは大きく6つの項目に分けてまとめておりまして、(1)が開示請求の件数及びその処理状況ということで、条例上、請求によって市の保有する公文書の開示を求める制度がございまして、いわゆる公文書の開示請求でございますが、平成17年度どれくらいあったかというのが、この表でございます。

平成17年度全体では、裏に記載されていますけれども、年間で326件の開示請求がございました。実施機関別に申しますと、市長が85%とほとんどを占めておりまして、さらにその中の環境局というところが44件の請求がありまして、全体の13.5%を占めております。次に多かったのが、同じく市長部局の総務局と建設局の41件ということで、これが12.6%という状況になっております。

表の2ページ目でございます。請求326件のうち411件決定がなされております。その構成が全部開示決定と部分開示決定と不開示決定と3種類に分けられておりまして、全部開示決定、請求を受けた公文書を全て見せるという決定をしたのが158件でございます。不開示情報が一部入っている場合は、その部分を墨塗りしまして、それを開示いたします。それを部分開示決定と申しますが、それが155件、あとすべてが不開示情報に当たる、または全く請求の文書が存在しなかった場合が、それぞれ5件と87件ございまして、計92件、これらが不開示決定されております。全部で411件の決定がなされたということでございます。

年度ごとの請求の状況はどのようになっていたかと言いますと、資料4の冊子の7ページをお開きください。7ページの表1とありますが、開示請求の年を追った件数の処理状況がまとめられていますが、これを見ていただきますと、平成16年度、おとしでございますが、402件請求がございまして、この制度が平成6年から始まりまして、一番ピークになっておりまして、それよりも前年17年度は、減っておりますけれども、依然として326件と多い状態でございます。このような請求の状況になっております。

冊子をめくっていただきまして、9ページでございますが、開示請求に関する公文書の内容等の状況ということで、平成17年度が326件の請求がございましたが、そのうち

多かったものということで、326件中48件が入札、予定価格書等についての開示請求でございました。次に多かったのが廃棄物処理に関する許可が40件ございました。あと市長選挙があったということで市長の動向に関する請求もこの時期ございまして、それが29件ございました。あとは、指定管理者制度が平成17年度から始まりまして、それに関するもので25件、そういった請求がなされているということでございます。

請求の詳細というのが、この冊子の26ページを開いていただきたいんですけども、326件のすべての請求の内容が記載されております。お持ち帰りになって、のちほどお読みになっていただければと思います。

続きまして、資料3の2ページを見ていただきたいんですけども、(2)不服申立ての件数及びその処理状況でございますが、部分開示決定、不開示決定に対しまして、不服申立てができる制度がございまして、その状況でございます。平成17年度では新たな不服申立てが2件ございまして、あと継続しているものというのが1件ございまして、平成16年度に異議申立てがなされたものでございます。こういった3件の不服申立てがございました。

(3)情報公開審査会の運営状況でございますが、こういった不服申立てに関しまして、実施機関が審査会に諮問をいたしまして、それで審査会の場で審議を行いまして、そうした状況が(3)でございまして、審査会が平成17年度には6回開催されたというところでございます。

不服申立てが具体的にどのようなものかというのは、冊子の方で83ページをお願いします。77ページから不服申立ての内容及び処理の状況がございまして、83ページに諮問第27号、第28号、第29号というものがございまして、不服申立てが上がって審査会で審査していたものでございます。

資料3の方にお戻りいただきまして、(4)附属機関等の会議の公開に関する状況でございます。冊子の19ページをご覧ください。附属機関の設置状況が表17にまとめられてございますが、情報公開条例第45条の規定による附属機関と言いますと、本審議会もそれに該当いたしますが、審議会や審査会、懇談会などのそうした附属機関が全体で148あるということです。具体的にどのような附属機関があるかと言いますと、それは冊子の85ページ以降、148の附属機関をすべて記載してございますので、ご参照ください。

続きまして資料3の3ページをお願いします。(5)指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況ということで、指定管理制度は平成17年度から開始されまして、指定管理者が情報公開制度について新たに規定いたしております。それに基づいて、千葉市斎場の指定管理者となった株式会社富士建設工業に対して1件の申出がなされているということでございます。

(6)の出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況でございますが、3つの出

資等法人に対して4つの申出がされているというものでございます。以上が情報公開に関する報告でございます。

続きまして、個人情報保護条例の施行の取組みについて、御報告させていただきます。

まず、(1)個人情報取扱事務の届出状況でございますが、個人情報の取扱事務を開始、変更、または廃止するに当たっては一定の事項を市長に届け出なければならないということで、条例で規定されております。そういった届出が平成17年度、この表のとおりございまして、新たに開始された事務が全部で239件、変更された事務が103件、廃止された事務が48件、合計390件の届出がなされておりました、そういった届出がなされて、平成17年度末現在、個人情報を取り扱う事務の全体の数が1,674件になっております。その届出の状況でございますが、この冊子の途中に、個人情報保護制度という水色の紙がございましてここから個人情報の記載が始まりますが、この5ページをお開きください。年度ごとの個人情報取扱事務の届出の状況でございますが、平成8年度から始まりまして、平成17年度までの状況でございますが、平成16年度と平成17年度を比較しますと、30件の届出から239件の届出と増えております。これは平成17年度に若葉区の保健福祉センターが新たにできまして、組織改正があった関係で、このように増えたものといえます。

また資料3の方に戻っていただきまして、個人情報の開示請求ということで、(2)開示請求の件数及びその処理状況でございますが、市が保有する公文書に記録されております自己に関する個人情報の開示を請求することが当然の権利と認められておりました、その件数が、平成17年度には27件の請求があったというものでございます。資料3の5ページに移っていただきまして、そういった開示請求があつて、決定に対します不服申立てというものが(4)のところでございますが、平成17年度に新たに不服申立てが3件上がっているということでございます。個人情報の不服申立ての状況が載っておりますが、資料4、53ページの諮問第7号、54ページの第8号、第9号でございます。この3つの不服申立てについての実施機関からの諮問に対して、個人情報保護審査会で審議を行っておりまして、その状況が資料3の(6)でございます。

5ページに戻っていただきまして、(7)簡易な手続による開示の実施状況ということで、あらかじめ定めた個人情報については口頭により開示請求を行い、開示を受けることができるということで、そういったものをまとめたものがこの表でございます。具体的には職員採用試験についての1次テストの結果について、高校入試の試験結果について、こういった請求の状況が、この表にまとめているところでございます。

6ページ目に移っていただきまして、(9)出資等法人の文書開示申出ということで、平成17年度に財団法人千葉県保健医療事業団に対して申出が2件あったということでございます。

最後に3といたしまして、審議会の運営状況でございますが、本審議会では、平成17年度に会議を3回開催し、2つの諮問案件を受けまして、答申を出しております。1つが国民年金保険料の未納者対策に係る個人情報の磁気媒体による情報提供について、これが去年の8月に諮問されまして、答申していただいております。さらに今年3月でございますが、個人情報の本人収集の原則及び目的外の利用または提供の禁止の例外についてという諮問に対し、答申していただいているところでございます。

説明がかけ足になってしまいましたが、以上が平成17年度の制度の運営状況でございます。

(多賀谷会長) ありがとうございます。

ただいま運用状況の報告がありましたけど、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

出資法人、指定管理者からの開示請求というのが出てまいりましたけれども、おおむね開示しているか、あるいはもともと富士建設工業みたいなところは、そんな情報がないということで不開示決定されているのでしょうか。これは出資等法人に対する請求があって、不開示決定をした場合には、出資法人等ですから、それについて基本的に異議申立てはできないですね。そういう場合に問題となったような事例というのは今のところありませんか。

(事務局 若菜総務課主査) 異議申立てができないかわりに、そのような申出があった場合に、所管しております市の実施機関に対して、指定管理者が意見を聞きまして、実施機関が指定管理者に対して意見を申しまして、その意見に従うような形で規程上整備しております。

(平戸委員) 今の話に関連して、指定管理者制度が始まって、選考についての不服を2、3聞いたんですけれども、そういうことで申し出た件数というのが、ここに書いてある合計ですか。

(多賀谷会長) 具体的な事例は74ページです。

(事務局 若菜総務課主査) 平成17年度には、実施機関に対して、指定管理者の選考に関する公文書の開示決定についての異議申立ては上がっていないのですが、今年度に異議申立てが上がっております。

(多賀谷会長) 異議申立てなんですか。

(事務局 若菜総務課主査) 実際に指定管理者が持っている文書に関するものではなくて、実施機関の決定に対する異議申立てということです。

(平戸委員) 私が聞いているのも、選考についての異議があるのだけど、申立てまでやらなかったのかなという感じだったので、あらかじめ決まっていたのではないのかとか、何か不明瞭だったというのが。

(多賀谷会長) 情報公開で、すべてではないでしょうけど、一部は出てくるでしょうね。実際、その開示請求があっても、選考過程にかかわる文書は開示しないということになります。もう少し開示しなさいという答申を、実施機関にこの間お出ししたところです。

(平戸委員) かなり頑張っただけで、何かうまくいかなかったので不服があるという話を伺ったんですが、そういう答申はもう出したんですか。

(多賀谷会長) はい。よろしいでしょうか。

(3) その他

(多賀谷会長) 議事3、その他とありますけど、何かありますか。

(事務局 総務課山下主任主事) それでは個人情報の不適正な取扱いに係る事案が発生したという報告を受けておりますので、御手元にございます資料5個人情報の取扱いに係る事案報告書、こちらに様式第4号とございますが、この資料をもとに御説明させていただきます。

この報告書についてですが、御手元にございます個人情報保護条例の手引、やまぶき色の冊子にございますが、こちらの63ページをお開きください。千葉市個人情報保護条例第11条第1項、実施機関における個人情報の適正な管理でございますが、第2号、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、その他、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること、第3号、個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。こういった規定に基づきまして、さらにめくっていただきまして66ページ、千葉市個人情報保護事務取扱要項ですが、3 報告事項等(2)にございます個人情報の不適正な取扱いに係る事案の報告、個人情報保護責任者、これは個人情報取扱事務を行っております所管課の長が、個人情報漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに個人情報の取扱いに係る事案報告書により、個人情報保護管理者、これは局長ですが、個人情報保護管理者に報告するとともに、その写しを総務課長に提出すると定められておりますので、これに基づきまして写しが提出されているものが、今回、資料として出させていただいております2枚の報告書でございます。

今年度に入りまして2件の報告書の写しが提出されておまして、まず1件目ですが、美浜区の福祉事務所福祉サービス課で発生いたしましたので、美浜福祉サービス課長から美浜区長に報告がありました。その写しをいただいております。

1 個人情報の内容。氏名、住所、性別、生年月日が記載されているものでした。

2 発生の経緯。緊急通報装置利用者に対する現況届を7月14日に発送したが、通知文に同封する現況届の氏名等の確認を怠ったため、本来送付されるべき利用者ではなく、別人の現況届を封入し、発送してしまったという状況でした。

3 被害状況は214件でした。

4 講じた措置。こういった事案に対して講じた措置ですが、すべての発送者に対し、おわびの電話を直ちに実施するとともに、送付した文書を回収し、新しい現況届をお渡しする、ということにしました。本日中というのは7月18日ですが、美浜区役所職員が自宅におもむき、回収等の作業に着手したということです。

5 その他。(1)誤発送を認知した日時は平成18年4月18日午前9時、利用者からの連絡により事態がわかったということでございます。

続きまして2枚目でございますが、教育委員会の総務課から報告がありましたので、教育総務部総務課長から教育長に報告がありました。

1 個人情報の内容等。平成14年中に開催された教育委員会会議のうち、平成14年第3回臨時会、同第6回定例会、同第8回定例会、同第4回臨時会、同第10回定例会、同第12回定例会、平成15年第1回定例会及び同第1回臨時会の会議録に記載された次の個人情報。懲戒処分等を受けた教職員の氏名、住所、年齢及び経歴。教職員に懲戒処分を実施する理由となる事案内容の照会、被害児童の所属学校名と既に報道済みの内容を越えた部分を含む記述でした。教職員の休職の種別・事由。情報公開請求に係る異議申立人の氏名及び住所。コンクール等で優秀な成績を納めた生徒の氏名及び所属学校名。

2 発生の経緯。(1)教育委員会会議録を市ホームページ上に掲載するに当たり、平成14年度分の会議録については、会議録作成の際に使用していたワープロソフト、マイクロソフト社製、MSワードの蛍光ペン機能を用いて、データ上で墨塗り措置を講じた。蛍光ペン機能というのは、字の上に蛍光ペンのような黄色やピンクのような色をかぶせるようなイメージで、黒の色をかぶせることで文字が見えなくなるという措置を取ったようです。データ上で墨塗り措置を講じた後に、これをアドビ社製アドビacroバットによりPDFファイル化し、展開したということです。過年度会議録においては、個人情報等について文字を、といった記号に置換することにより、墨塗り措置を行っているということとあります。(2)平成18年7月31日夕方、市広報担当部門が報道機関記者から情報提供を受け、確認した結果、上記1に示す会議録のPDFファイルに含まれる個人情報がアドビacroバットの機能を用いることにより、あるいはウェブ上の検索エンジン等に保存されたキャッシュページ上において、墨塗りが外れ、閲覧可能となる、あるいは、なっていることが判明した、ということでした。

3 被害状況。別紙1表のとおり、本件事案に係るPDFファイルの市ホームページ掲載から現在に至るまで個人情報が漏えいした者から、何らかの二次的被害があったという連絡は入っていないということでした。

4 講じた措置。(1)上記2(2)の確認を直ちに総務局総務部市政情報室、企画調整局情報政策課と協議・調整の上、市ホームページに掲載した教育委員会会議録すべてについて、外部からの閲覧が不可能となるような措置を講じた。それが7月31日夕方です。

その後、掲載していた会議録のすべて（平成13年第1回定例会から平成17年第8回定例会まで70件）の墨塗り等の状況を調べ、平成14年度中に実施した教育委員会会議の会議録についてのみ問題が生じていることを確認しました。（2）8月1日の新聞朝刊（1紙）が本件に係る記事を掲載、同日午前中、市ホームページ掲載の教育委員会会議録から個人情報漏えいしたことについて記者会見を行いました。（3）上記4（2）の記者会見に係る報道により、検索エンジン運営会社等のサーバーに保存されたキャッシュページが閲覧されることをできるだけ回避するため、8月1日夕方、問題が発生していた平成14年度の教育委員会会議録について、不開示部分の文字を記号に置換することにより修正し、70件の会議録すべてを市ホームページ上に再掲載しました。（4）企画調整局情報政策課と協議・調整の後、8月1日午前中から、検索エンジン運営会社等に対し、サーバー中に保存されている本件に係るPDFファイルのキャッシュページの削除について依頼を始め、翌8月5日夕方までに、検索エンジン運営会社最大手グーグル社のキャッシュページが本市の依頼に基づき削除されました。現時点において、現時点というのは報告があった8月9日ですが、ヤフー、MSN、インターネットアーカイブ等の主要な検索エンジン運営会社等について対応済みである、とのことでした。（5）8月3日から本件被害者への経緯説明及び謝罪を始め、8月9日までにおおむねこれを終えました。ただし、現在、所在不明な者については、本人からの二次的な被害発生の訴えがあった際に対応することとしました。（6）今後、同様の問題が発生することのないよう、その方法等について早急に検討することとしている、ということです。

5 その他。（1）本件が事務担当者個人の能力不足に起因していたことへの対応として、これはPDFという見識に対する理解が不足していたということですが、職員のリテラシー能力向上のための方策及び組織的チェック機能のあり方を検討する。（2）インターネットアーカイブなどの状況を踏まえた、教育委員会会議録を含むホームページへの情報掲載のあり方、これも検討することとしましたという報告であります。以上です。

（多賀谷会長） ただいまの御報告について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

第1の方は、うっかり間違ったところに送付したということ。第2は、ホームページに載せてしまった。被害があったかどうかわからないと。世界中に回ってしまったわけですね。懲戒処分を受けた教職員の名前も出てしまった。

（藤田委員） 懲戒処分の中身は、どんな中身だったんですか、わかりますか。刑事案件ではないのですか。刑事案件だったら出てもしようがない気もするけども、そんな案件ではないんですね。2か月の減俸だとか、そんなような懲戒の中身ですか。

（事務局 大曾根市政情報室長） 中身まではわかりません。

（事務局 今井総務部長） 墨塗りの部分はパソコンの中のある機能を使わないと、その

部分を操作しないと出てこない。

(多賀谷会長) リーダーでなくて、編集機能を持っていれば、消えているのが見えるんですか。

(事務局 今井総務部長) 消えているんですけど、消したものを文字として出す機能、これを操作しないと、よほどの熟達者でも、なかなかその機能というのは使えないものです。

(多賀谷会長) PDFの編集機能を持っている人はそんなに多くないでしょうし。ただ、要するにキャッシュベースで、検索エンジンで見ると出てきてしまう。そっちの方は熟達者でなくても見えるということでしょう。さっきの話と近いですけど、要するに、蛍光ペンで消しているのは、ただ単にソフトで消していたので、データそのものは全然消えてないわけですよ。テキストデータとして、ほかのソフトで見ると、消えていることになってなかったという、多分そういうことだと思います。

(事務局 山下総務課主任主事) 検索エンジンによっては、PDFとして出していたんですけども、テキストに変換してキャッシュとして保存してしまうようなところがありまして、そうすると見えてしまう。

(多賀谷会長) 実施機関の責任ですけども、後々大丈夫ですかね。

(事務局 今井総務部長) それはないと思います。

(平戸委員) これは夏のころにニュースでやっていましたが、担当者1人でやっていたそうですね。その人に対する条例違反みたいな罰則というか、処分はもうあったんですか。

(事務局 今井総務部長) 教育委員会として処分をしました。

(平戸委員) では、それはもう済んでいるということですか。

(事務局 今井総務部長) はい。

(多賀谷会長) 教育委員会として処分をした。内部的な処分をしたということですか。

(事務局 今井総務部長) そうです。

(平戸委員) 条例での処罰ではないのですか。

(多賀谷会長) 条例の処罰ではないですね。条例の罰則の適用があるかどうかという話しですけども、過失ではありません。しかし、これは個人の秘密に関する情報ですよ。処分を受けた教職員の方が告発したら、刑事訴追を受けたら免れない事例だと思います。行政内部的に訓告だか戒告だか知りませんが、何らかの処分がされたと思います。要するに中途半端な技術的知識でやってしまった。互換したり、プリントアウトしたりしてから、消してもう一回入れれば何ということにはなかったですね。

よろしいでしょうか。緊急通報装置というのは、OBとか、そういう方、向けのものですね。

(事務局 今井総務部長) そうです。

(多賀谷会長) ほかのご老人の情報がってしまったということですか。

(中曽根委員) 発送された先というのは個人ですか。

(多賀谷会長) 緊急通報を受けるご老人に発送されてしまった。本人ではないですね。別のご老人に発送されてしまった。

(中曽根委員) 全部回収されたのでしょうか。

(事務局 今井総務部長) すべて回収いたしました。

(多賀谷会長) それはそうでしょう。これは回収できますものね。ここで謝って、二度としませんということで。

ウェブの方は懲戒処分、情報公開の異議申立人の話が出てしまったわけで、問題になりかねないですね。生徒の情報は、優秀な成績を納めた生徒の情報だったわけで、マイナスな情報が出たら大変だったでしょう。

よろしいでしょうか。それではその他、事務局から何かございませんでしょうか。

(事務局 鈴木総務課長) 本日の会議の議事録の確定方法について、御確認をお願いいたします。後日、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様方にお送りいたしまして、御意見をちょうだいすることといたします。御意見をもとに修正案を作成いたしますが、その確定につきましては、会長に一任していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(事務局 鈴木総務課長) ありがとうございます。それではそうさせていただきます。

(多賀谷会長) それではこれをもちまして、第4回千葉市情報公開個人情報保護審議会を終了といたします。

(事務局 今井総務部長) 長時間にわたりまして、慎重な御審議、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

(問い合わせ先)

千葉市総務局総務部総務課市政情報室

TEL 043 - 245 - 5717